

岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項に次のように加える。

生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
--

別表第2市長の部に次のように加える。

生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	外国人生活保護実施関係情報
--	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。